社会保険 あきた
12・1月号
平成30年12月・31年1月 No. 772

CONTENTS

年頭のごあいさつ…2　制度別説明会の開催について…3
年金委員・健康保険委員研修会を開催…4・5　「賞与支払届」の提出はお済みですか?…6
~新成人の皆さんへ~ 20歳になったら国民年金…7　協会けんぽのデータでわかる「ジェネリック医薬品の現状と課題」…8・9
「年金シニアライフセミナー」を開催しました…10　健康管理講座の募集…10
家庭常備薬等の斡旋のご案内…10

秋田県社会保険協会ホームページ→http://www.syahokyo-akita.jp
社会保険関係の制度や届出については、
日本年金機構ホームページ→http://www.nenkin.go.jp/　電子政府の総合窓口(e-Gov)→http://www.e-gov.go.jp/
健康保険の給付・任意継続・健診等については、
全国健康保険協会ホームページ→http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

年頭のごあいさつ

一般財団法人 秋田県社会保険協会
会 長 赤 上 信 弥

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員事業所の皆様方には、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、当協会事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当協会は、社会保険制度が健全かつ安定的に運営されることを願い、県内各年金事務所や全国健康保険協会秋田支部など、関連機関との一層の連携を図りながら、社会保険制度の普及・発展のための広報活動をはじめ、各種事務講習会やセミナーの開催、被保険者とそのご家族の健康増進と福利向上を図るための健康管理推進事業や福利厚生事業を積極的に推進しているところでございます。

本年は年号が改まることになっておりますが、役職員一同、決意も新たに各種事業の推進に努めて参る所存でございます。会員の皆様方のなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆様方の益々のご発展とご活躍をご祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成31年元旦

一般財団法人秋田県社会保険協会

副会長（秋田支部長）	那	波	伊四郎		
副会長（大曲支部長）	伊	藤	辰	郎	
副会長（鷹巣支部長）	竹	村	雅	行	
副会長（本荘支部長）	小	石	和	弥	
理事	武	藤	庄	栄	田口清洋
	佐々木	宏	行	渡邉	綱平
	疋	田	牧	男	泉澤和豊
	齋	藤	浩	英	菊地咲男
専務理事	鎌	田	一	寿	

明けましておめでとうございます

皆様の益々のご健勝とご繁栄を心からお祈りいたします

全国健康保険協会秋田支部
支部長 中 田 博

日本年金機構
秋田年金事務所 所長 茂 内 勇 人
鷹巣年金事務所 所長 石 川 圭 一
大曲年金事務所 所長 佐 藤 進
本荘年金事務所 所長 小 畑 吉 之

社会保険事務担当者講習会のご案内

保険年金セミナー

年金給付の基礎知識と事務手続き

ビジネスセミナー

「働き方改革関連法」の重要ポイント

― 今 中小企業が求められる対応とは？ ―

平素より、当協会の事業に特段のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、当協会では皆様の職場にお役立ていただけるよう、毎年この時期に社会保険関連の各制度にかかるセミナーを開催しておりますが、今年度は年金給付の基礎知識の説明に併せて、昨年成立しました「働き方改革関連法」について、秋田県働き方改革推進支援センターのご協力のもと、次のとおり開催しますのでご案内申し上げます。

受講ご希望の方は下記の参加申込書にご記入のうえ、郵送またはFAXにより申込期限までに当協会あてにお申し込みください。

開催日時と会場

開　催　日　時	会　　場	申込期限	定　員
平成31年2月６日（水）	由利本荘市市民交流学習センター	2月１日（金）	４０名
平成31年2月13日（水）	大仙市大曲交流センター	2月６日（水）	５０名
平成31年2月15日（金）	北秋田市交流センター	2月６日（水）	４０名
平成31年2月19日（火）	秋田市文化会館	2月12日（火）	７０名

※各会場とも、13時に受付を開始し、16時までとなります。
※開催日等に変更があった場合は、申し込みされている事業所様には速やかにご連絡いたします。

説明内容（予定）

①年金給付の基礎知識
②「働き方改革関連法」の重要ポイント
☆年次有給休暇の取得義務化　☆時間外労働の上限規制　☆時間外手当の割増率の引き上げ　☆労働時間把握の実効性確保
☆労働条件管理全般　☆賃金引上げに活用できる国の支援制度　ほか

受講対象者　社会保険の適用を受けている企業の事業主、管理者及び労務・社会保険事務等の担当の方など

講　　師　日本年金機構県内各年金事務所職員・**関　　徹 彌 氏**（関社会保険労務士・行政書士事務所代表）

申込・問い合わせ先　**（一財）秋田県社会保険協会**　〒010-0001　秋田市中通６－７－９
TEL：018-831-6205　　FAX：018-832-3681

共催　日本年金機構県内各年金事務所
秋田県働き方改革推進支援センター（秋田県社会保険労務士会運営）

キ　リ　ト　リ　線

「講習会」参加申込書

希　望　会　場 ○で表示願います	・ 由利本荘市市民交流学習センター　・ 大仙市大曲交流センター ・ 北秋田市交流センター　・ 秋田市文化会館		
事　業　所　名			
事業所所在地	〒□□□-□□□□		
事業所電話番号		事業所ＦＡＸ番号	
参　加　者　名		事業所整理記号	

＊申込書受付後に「受講証」をFAXします。

年金委員・健康保険委員研修会が開催されました

11月16日、秋田県内で委嘱されている年金委員・健康保険委員を対象に、各地区において委員研修会が開催されました。ここ秋田会場では委員研修会に先立ち、長年にわたり社会保険事業の運営に功労のあった県内の事業主、年金委員・健康保険委員の方々に対し、表彰状の伝達が行われました。

栄えある受賞者は次のとおりです。（敬称は省略させていただきます）

おめでとうございます

平成 30 年度

社会保険事業の功労者を表彰

厚生労働大臣表彰

年金委員功労者

高　橋　正　能　　にかほ市：合資会社象潟合同タクシー

健康保険委員功労者

小　林　斉　子　　秋田市：株式会社水建技術

日本年金機構年金委員表彰

日本年金機構理事長表彰

嵯　峨　誠　子　　秋田市：株式会社太平陸送運輸
工　藤　勝　哉　　能代市：株式会社都亭
後　松　達　哉　　美郷町：大和建設株式会社
佐　藤　貴　子　　由利本荘市：佐藤建設株式会社

日本年金機構理事表彰

須　田　佳　子　　秋田市：株式会社日情秋田システムズ
畠　山　祐　策　　秋田市：株式会社粂川クリーニング工場
伊　藤　慶　正　　秋田市：社会福祉法人愛染会
田　中　正　美　　鹿角市：地域型年金委員
三　浦　雄　一　　能代市：独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院
関　　哲　也　　北秋田市：社会福祉法人県北報公会
福　田　多恵子　　大仙市：エフシー株式会社
佐　野　律　子　　横手市：株式会社渡敬
阿　部　幸　樹　　湯沢市：有限会社皆瀬村活性化センター
山　田　豊　実　　由利本荘市：株式会社山田塗料店

全国健康保険協会健康保険委員表彰

全国健康保険協会理事長表彰

佐　藤　厚　子	秋田市：株式会社那波伊四郎商店	武　田　昭　雄	湯沢市：雄勝広域森林組合
佐々木　一　英	大館市：乳安商事株式会社	幸　島　絹　子	由利本荘市：株式会社コウジマ工業

全国健康保険協会秋田支部長表彰

佐々木　道　子	秋田市：株式会社秋田市場運送	髙　貝　心　斉	横手市：羽後交通株式会社
伊　藤　里　香	秋田市：丸水秋田中央水産株式会社	近　野　　功	湯沢市：社会福祉法人いなかわ福祉会
松　岡　千鶴子	鹿角市：株式会社米村組	須　藤　　誠	由利本荘市：小林無線工業株式会社
木　村　　哲	大仙市：株式会社自然科学調査事務所		

(一財)秋田県社会保険協会事業功労事業所表彰

(一財)秋田県社会保険協会長表彰

社会福祉法人キッズハウスもりやま	五城目町	秋田県雄物川筋土地改良区	横手市
有限会社加賀屋薬局	秋田市	株式会社日敷	湯沢市
株式会社三協運輸	能代市	山勇建設工業株式会社	由利本荘市
株式会社伊藤羽州建設	大館市		

「賞与支払届」の提出はお済みですか?

事業主が被保険者へ賞与を支払った場合、支給日より５日以内に「被保険者賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を郵送で仙台広域事務センターまたは年金事務所へご提出ください。この届出内容により標準賞与額が決定され、これにより賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者が受給する年金額の計算の基礎となるものですので、適切な届出をお願いします。

対象となるもの	対象とならないもの
賞与、期末手当、決算手当、その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年３回以下の支払いのものが対象となります。	年４回以上支払うものは標準報酬月額（算定基礎届）の対象とされ、また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は対象外です。

賞与支払届の提出について

届出用紙は、事前登録している賞与支払予定月の前月に送付しております。（賞与支払予定月の登録がない場合には送付されません。）紛失等により届出用紙が必要な場合には、管轄の年金事務所からお取り寄せください。

※ 常時雇用されている70歳以上の方に賞与を支払った場合
⇒様式改正され、被保険者賞与支払届と一体となっています。
「健康保険 厚生年金保険 被用者賞与支払届　厚生年金 70以上被用者賞与支払届」

賞与の支払いがなかった場合

あらかじめ賞与支払予定月を届出いただいている場合には、賞与の支払いがなくても賞与支払届総括表の提出は必要です。
記入方法は、下記の①「賞与支払月」欄に支払いがなかった対象月、②「支給の有無」欄の「１．不支給」を○で囲んでください。

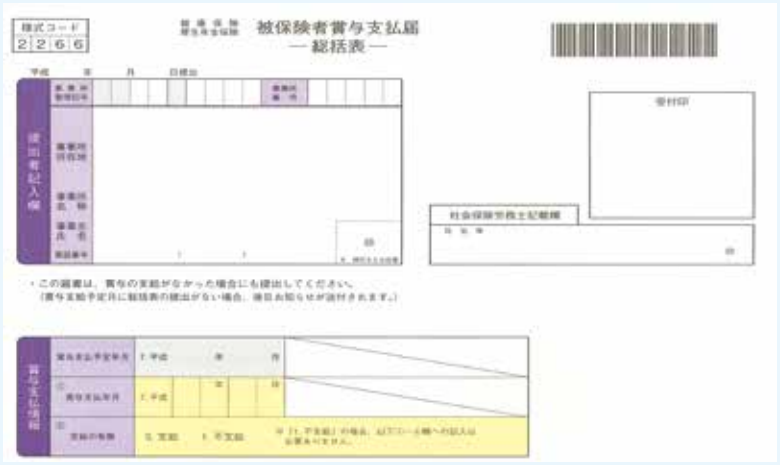

詳しくは、下記の各年金事務所またはねんきんダイヤルへお問い合わせください。※自動音声案内でご案内します。

秋田年金事務所：018(865)2392　　鷹巣年金事務所：0186(62)1490
大曲年金事務所：0187(63)2296　　本荘年金事務所：0184(24)1111

ねんきんダイヤル（057-05-1165）※050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1165

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。
国民年金は、２０歳以上６０歳未満の方は加入することが義務付けられています。
２０歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金のポイント

☑ 将来の大きな支えになります！

国民年金は２０歳から６０歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。
国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

☑ 老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。
障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。
また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

☑ 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

☑ 「納付猶予制度」

学生でない５０歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
※平成２８年６月以前の期間は、３０歳未満であった期間が対象となります。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。
また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

国民年金のご相談・お手続きについては、
市区町村または年金事務所までお問い合わせください。

※20歳時、厚生年金保険や共済組合等にご加入している方は加入手続き不要です。

年金記録や年金見込み額を「ねんきんネット」で確認できます！！

「ねんきんネットは」パソコンやスマートフォンからご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」で出来ること

①ご自身の年金記録の確認
②将来の年金見込額の試算
③電子版「ねんきん定期便」の閲覧
④日本年金機構から郵送される各種通知書の確認や再交付申請など

※スマートフォン版「ねんきんネット」では、パソコン版の一部サービスのみが可能

詳しくは「ねんきんネット」で検索 》》》 ねんきんネット 検索

協会けんぽのデータでわかる ジェネリック医薬品の現状と課題

ジェネリック医薬品とは、先に開発された医薬品の**特許が切れたあとに、同一の有効成分で作ったお薬**のことです。先発医薬品より開発費が少なくて済むので、その分価格も安く処方してもらうことができます。また、**品質・効き目・安全性**の厳しい試験をクリアし、先発医薬品と同等であると**国が認めた**お薬です。

ジェネリック医薬品の使用は患者さんのお薬代を軽減するだけでなく、医療費を効率化して有効活用することが可能となるため国が積極的に使用促進を図っています。

ジェネリック医薬品使用割合　全国と秋田支部の推移

協会けんぽ秋田支部のジェネリック医薬品使用割合は、平成25年4月には全国47支部の中で44番目でしたが、これまでの関係各位の様々な取り組みによって、その伸び率（対前年同期比）を平成26年度1位、平成27年度3位、平成28年度1位と着実に伸ばしてきた結果、平成30年6月には全国平均を1.5ポイント上回り、全国で15番目の使用割合となりました。

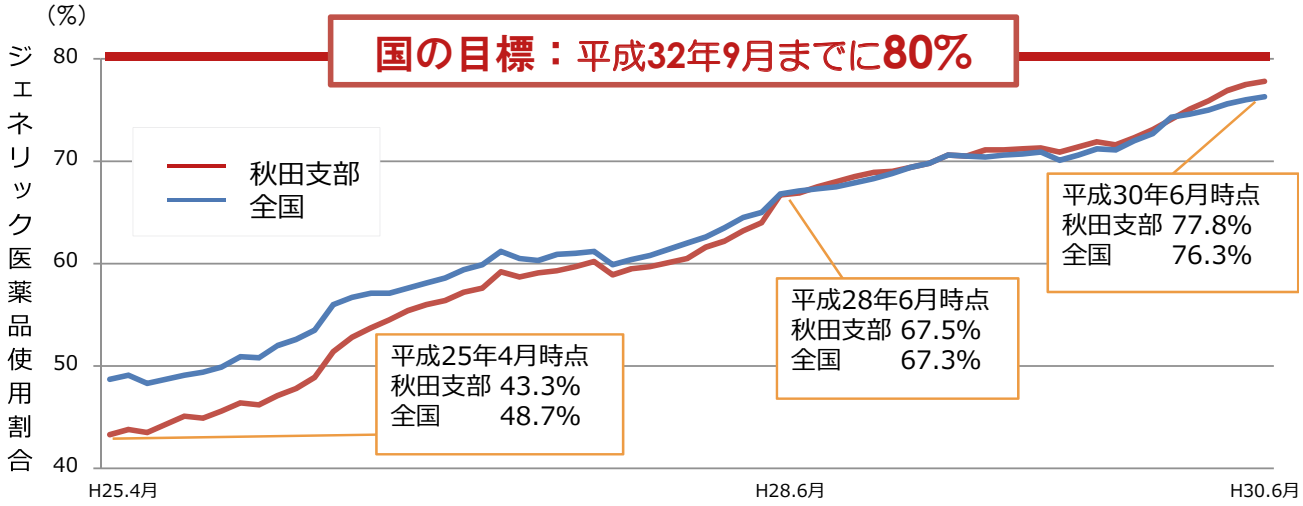

都道府県支部別にみる　ジェネリック医薬品使用割合

協会けんぽ秋田支部のジェネリック医薬品使用割合（平成30年6月調剤分）は77.8%と、全国平均76.3%を上回ってるものの、国は平成32年9月までに80%とすることを目標としているため、秋田支部の使用割合はまだ低いことがわかります。

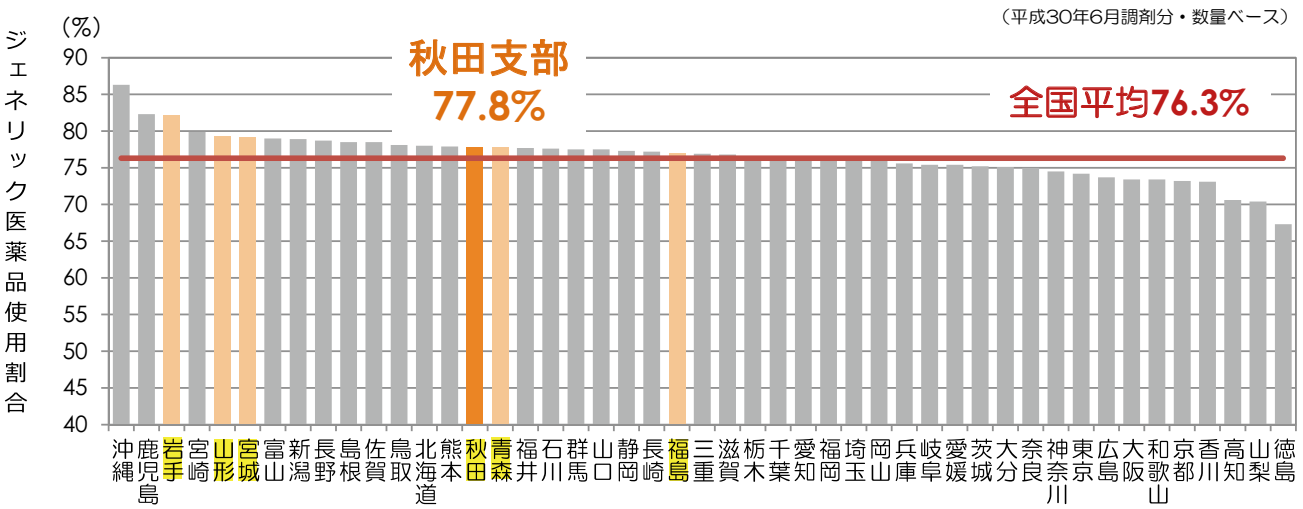

年齢階級別にみる　ジェネリック医薬品使用割合

東北で使用割合が１番高い岩手支部と比べて、秋田支部はすべての年齢階級で低く、特に０～９歳の使用割合が低く、岩手支部とは大きな差があることがわかります。

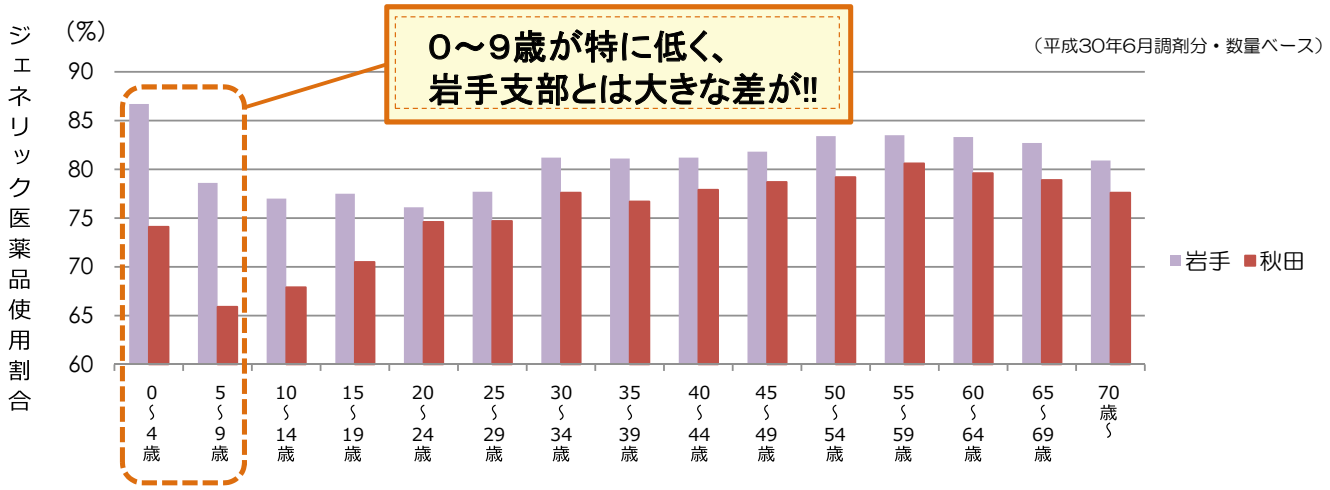

地域別にみる　ジェネリック医薬品使用割合

ジェネリック医薬品の使用割合を地域別※にみた場合、地域によって使用割合に差があり、特に能代・山本地域と横手地域の使用割合が低い傾向にあります。

一方、湯沢・雄勝地域と北秋田地域は、ほかの地域と比べて、使用割合が高い傾向にあります。

※地域は二次医療圏ごとで区分されています。二次医療圏とは、地域の実情に応じた医療を提供する体制を確保するために、都道府県が設定する地域単位をいいます。

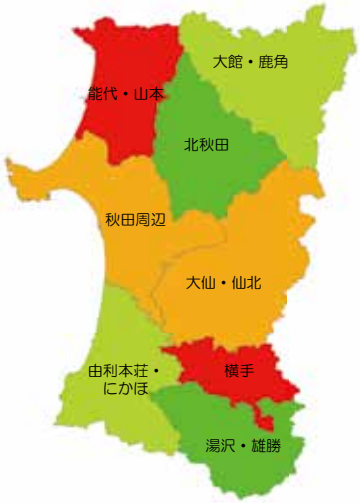

78%～
74%～78%未満
68%～74%未満
～68%未満

（平成29年12月調剤分・数量ベース）

平成30年度からスタート

『インセンティブ制度』で　保険料負担を減らそう

協会けんぽでは、年々増加する医療費を適正化するため、加入者・事業主のみなさま一人ひとりに健康への取組みを行っていただくことを目的として、平成30年度から新たに「インセンティブ（報奨金）制度」を設けました。

みなさまの健康づくり等への取組みに応じて、支部ごとにインセンティブ（報奨金）を提供し、都道府県別の健康保険料率に反映させますので、取組みが他の都道府県よりも優れていれば**健康保険料率が引き下げ**られます。

次の５項目への取組みについて、総合的に、都道府県の順位づけをおこないます。

- 特定健診等の受診率
- 特定保健指導の実施率
- 特定保健指導対象者の減少率
- **ジェネリック医薬品の使用割合**
- 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

Point!
ジェネリック医薬品の使用割合も評価されます

お問い合わせ先　協会けんぽ企画総務グループ　☎０１８－８８３－１８４１

「年金シニアライフセミナー」を開催しました

去る10月３日、秋田ビューホテルを会場に秋田県では初めてとなる「年金シニアライフセミナー」を開催しました。秋田県社会保険協会の会員事業所に勤務されている50歳以上の被保険者とその配偶者を主な対象として、定年退職後の豊かで・健康的な・生きがいのあるシニアライフをお過ごしいただくために、地元講師のほかに中央からも専門の講師を招いての開催となりました。

各事業所において社会保険事務を担当されている方の参加も多く、定員（70名）を上回る参加をいただきました。

秋田県社会保険協会では、従来の制度説明会や研修会にプラスして、このような年金・健康保険・生きがいづくり等に関わる “これからの不安”の解消のお手伝いもしてまいります。

平成31年度における開催はまだ未定ですが、**開催する場合は当誌にてご案内しますので、全職員（特に50歳以上の方）に回覧・お知らせいただき、**多くの方に参加いただきたいと思います。

〈年金シニアライフの主な内容〉
①退職後（或いは年金を受給しながら働く場合）の年金制度と医療保険について
②ライフプランと生きがい（生きがいのある生活設計）
③家庭経済プラン（年金を中心とするこれからの家計プランの作成方法）
※参加費は、会員事業所の被保険者とそのご家族は説明資料を含め全て無料です。

健康管理講座の募集 無料
あなたの職場にお伺いします

秋田県社会保険協会では、会員事業所様の被保険者やその家族の方々の健康づくりのための講習会を実施しています。都合の良い日時に、ご希望の講師があなたの職場或いはご用意された会場へお伺いしますので、職場大会・研修会等においてお気軽ににご利用ください。

詳しい内容及び申込方法は……
前回号（10・11月号）の2Pをご覧ください。

家庭常備薬等の斡旋について

秋田県社会保険協会では、当協会会員事業所さまの被保険者とご家族の病気やけが等の初期症状の緩和・応急手当などのために、今年度も家庭常備薬等の斡旋を行っております。

案内・申込書を同封しましたので、どうぞご利用ください。申込方法は、申込書に数量・金額・商品の送付先等必要事項をご記入のうえ、**直接斡旋委託業者へお申し込みください**。（申込書のコピー使用可）

健康保険被扶養者認定事務の変更について

Q 平成30年10月１日から健康保険被扶養者認定事務の変更があったと聞いたのですが、具体的にどこが変更になったのですか。

大曲年金事務所
厚生年金適用調査課
鈴　木　詩　織

A 変更点は以下の２点になります。

①認定事務の変更について

厚生労働省より、日本国内にお住いのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分確認及び生計維持関係の確認について、申し立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取り扱いが示されたことから、届出に際して、確認のための証明書類の添付をお願いすることとなります。

②添付書類の変更について

★身分関係

これまでは、被保険者と扶養認定を受ける方が別姓の場合、身分関係の確認ができる戸籍謄本または戸籍抄本の添付が必要でしたが、平成30年10月１日以降は、被保険者と扶養認定を受ける方が同姓か別姓かに関わらず、身分関係確認ができる戸籍謄本等の添付が必要になります。

なお、届書に被保険者と扶養認定を受ける方のマイナンバーをご記入いただいたうえで、戸籍謄本等により、事業主様が被扶養者の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄に「続柄確認済み」とご記入いただいた場合、身分関係の確認ができる戸籍謄本等の添付を省略することができます。

★生計維持関係

扶養認定を受ける方が被保険者と別居している場合は、仕送りの事実と仕送り額が確認できる「預金通帳の写し」または「現金書留の控え（写し）」の添付が必要になります。

※被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求める場合があります。

★詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。（http://www.nenkin.go.jp/）

随想　ふきのとう

「ひとっぱしり」

ライフワークとして十五年間程仕事帰り、週末とランニングが習慣になっている平凡なオヤジです。

健康診断で医師から指摘され痩せることを決意、それからランニング生活が始まり、マラソンにのめり込む日々。フルマラソンを超える百キロ、百キロ超のウルトラマラソンが自分が一番好きなレースです。

「カネ払って走る意味が分からないし、カネ貰っても走らないよ～」と言う、周囲から理解しがたいレースに参加して、近年は健康どころか逆に身体を痛めつけているような生活を送っております。

普段走るコースとして、能代から国道一〇一号線を北上し、ポンポコ山（最近は風車も建ち並び、絶景のロケーション）を横切り海岸線を走り、そして白滝神社（静観で癒させる場所）へ、鹿の浦展望所を過ぎ、八森海岸に入ると白神山地も間近に見え、雄島と日本海との風景にまたも癒される。なんとも言えない磯の独特な香りがたまらなく良く、本当最高の場所を走っていると実感。八森漁港を目指し観光市に立ち寄る。（走った後のおつまみを仕入れるのだが、そこでの店主の人柄がなんとも言えず良い）、リスタートし滝の間海岸そしてゴールのハタハタ館への約三十キロが月に一度のロングランです。

長時間にわたり距離を走るわけで、そこではレース等で知り合いとなったラン友も、県内外から来てくれます。

走りを通じて、自然の豊かさ、人情、そして何より精神的な強さを養える感じがします。

仕事をしていくうえで、世の中で当たり前とされていることを、当たり前のように身につけ、当たり前のようにこなせる人になれるよう、これからも仕事と走りを両立したいと思います。

時間を見つけて「ひとっぱしり」したいと思います。

株式会社三協運輸（能代市）
熊　沢　智　久

健康トピックス

第180回　睡眠について悩みはありませんか？

適切な量と質の良い睡眠には、心身の疲労を回復する作用があります。また、睡眠が不足するとさまざまな体の変調が起きるといわれています。適切な睡眠時間は季節や年齢によって変化しますが、日中に強い眠気を感じたら、それは睡眠不足のサインです。今回は睡眠を改善するための項目をお伝えします。

睡眠時間について

健康な毎日を送るために推奨されている睡眠時間は、一般的に6時間以上8時間未満程度です。

日が長い夏は睡眠時間が短くなり、日が短い冬は長くなります。また、一般に加齢とともに生活習慣が朝方になる傾向があります。

睡眠不足だと・・・

◆ストレスによって増えるコルチゾールなどのホルモンによって血糖コントロールにかかわるインスリンの働きが悪くなります。また、血糖値が下がりにくくなり、糖尿病のリスクが高まります。

◆食欲を増進させるためグレリンなどホルモンが増え、満腹感を起こすレプチンなどのホルモンが減るため、体重増加につながります。

◆疲れが取れず、運動不足になり肥満になりやすくなります。

◆メタボと重なると死亡リスクが高まります。

睡眠を改善するための10か条（米国睡眠学会）

1. 朝食を毎日とる	6. カフェインにも注意
2. ウオーキングなどの運動をする	7. 眠りやすい環境づくり
3. 起きた時に朝日を浴びる	8. 夜間に眠れない場合は昼寝をする
4. 寝床に入る時間を一定にする	9. 不眠の人はうつ病に注意
5. 寝る前にアルコールを飲まない	10. 眠りについての悩みを医師や保健師に相談する

◆体に異常が起きていてよく眠れない場合には、背後に病気（睡眠時無呼吸症候群、むずむず脚：レストレスレッグス症候群、周期性四肢運動障害など）がかくれている場合がありますので、ご注意ください。

―職場内で回覧しましょう―

休日・夜間の年金相談窓口をご利用ください

夜間の年金相談／カレンダーの■の日開所時間/午後7時まで
休日の年金相談／カレンダーの■の日開所時間/午前9時30分から午後4時まで

平成31年 1 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

平成31年 2 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

年金についての相談やお問い合わせ先

★ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
市内通話料金 0570-058-555　03-6700-1144（IP電話）
（受付時間）月～金曜日：午前9：00～午後7：00
第２土曜日：午前9：00～午後5：00

★ねんきんダイヤル（年金全般に関する相談）
市内通話料金 0570-05-1165　03-6700-1165（IP電話）
（受付時間）月　曜　日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第２土曜日：午前9：30～午後4：00

保険料の納期内納入にご協力ください

月末には社会保険料振替口座の残高確認をお願いします。

社会保険あきた
平成30年12月・平成31年1月号

発　行　一般財団法人 秋田県社会保険協会
〒010-0001 秋田市中通６丁目7-9
TEL018-831-6205 FAX018-832-3681

資料提供　秋田・鷹巣・大曲・本荘　年金事務所
全国健康保険協会秋田支部